

岸和田市消防施設計画

令和4年8月改定

岸和田市消防本部

目 次

第 I 章 計画の目的

1. 計画策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3. 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
4. 対象庁舎、拠点施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第 II 章 岸和田市消防施設の再配置計画

1. 現状の署所配置及び課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (1) 消防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (2) 救急・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
2. 消防施設適正配置に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (1) 消防施設適正配置に向けた整備の方針・・・・・・・・・・・・ 4
 - (2) 適正配置対象署所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (3) 新組織体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (4) 消防施設適正配置条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (5) 消防施設適正配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (6) 消防施設適正配置における消防・救急効果・・・・・・・・・・ 7
 - (7) 目標放水開始時間・救急現場到着時間・・・・・・・・・・・・ 7
 - (8) 平均現場到着時間の比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
3. 岸和田市消防施設適正配置及び近隣市町の署所配置の関係性・・ 9

第 III 章 マネジメントに係る基本方針

1. 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
2. 修繕に係る考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
3. 感染症対策に係る考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第 IV 章 個別施設の現状・維持管理についての方向性

1. 本部・消防署、訓練棟・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
2. 岸城分署・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
3. 春木分署・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
4. 山直分署・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
5. 八木出張所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
6. 東葛城出張所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
7. 消防団分団拠点施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

第 I 章 計画の目的

1. 計画策定の背景と目的

本市消防庁舎の配置は、平成 21 年に消防本部・消防署が岸城町から上松町に移転し、現在に至っています。

これまでの市域形状等をみると、おおむね最適配置と考えていましたが、時代の変化に伴い多種多様化する災害や増加の一途を辿る救急事案に対応するためには、ゆめみヶ丘岸和田のまちづくり事業や今後の計画道路を勘案し、より消防力が発揮できる配置を考察する必要があります。また消防庁舎の半数が建築からおおよそ 30 年以上経過しており、今後は保全や建替えに多額の費用が必要となることを見込まれます。

市民の生命や財産を守るため、どのような災害が起きても消防力を最大限に発揮できる署所配置を目指し、そして防災拠点として万全な体制で災害対応できるよう、老朽化した消防庁舎の更新整備も含めた維持管理を継続的に実施し、消防体制を整備していく必要があります。

これらのことから、厳しい財政状況の中でも、消防サービスの効率化のため必要な整備、維持管理の両立ができるよう「岸和田市消防施設計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、岸和田市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）及び平成 29 年 12 月 27 日付消防総第 765 号消防庁発出「消防分野における公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の早期策定について（通知）」の内容に基づき、市内の消防施設について策定します。

総合管理計画とは「第 4 次岸和田市総合計画」の下位に位置する計画で本市の公共施設等の基本的な方向性を示すものであり、本計画を総合管理計画の個別施設計画として取り扱います。これにより、インフラ・プラント系についてもまちづくり全般にわたる「都市計画マスタープラン」などの分野別計画とも連動を図る必要があります。

3. 計画期間

総合管理計画では、平成 28 年から令和 17 年までの 20 年間を計画期間としていることから、本計画も同様に令和 17 年までの間を計画期間とします。ただし、社会情勢に応じて本計画を変更することが妥当であると判断した場合は、関係各課と協議したうえで計画変更を行います。

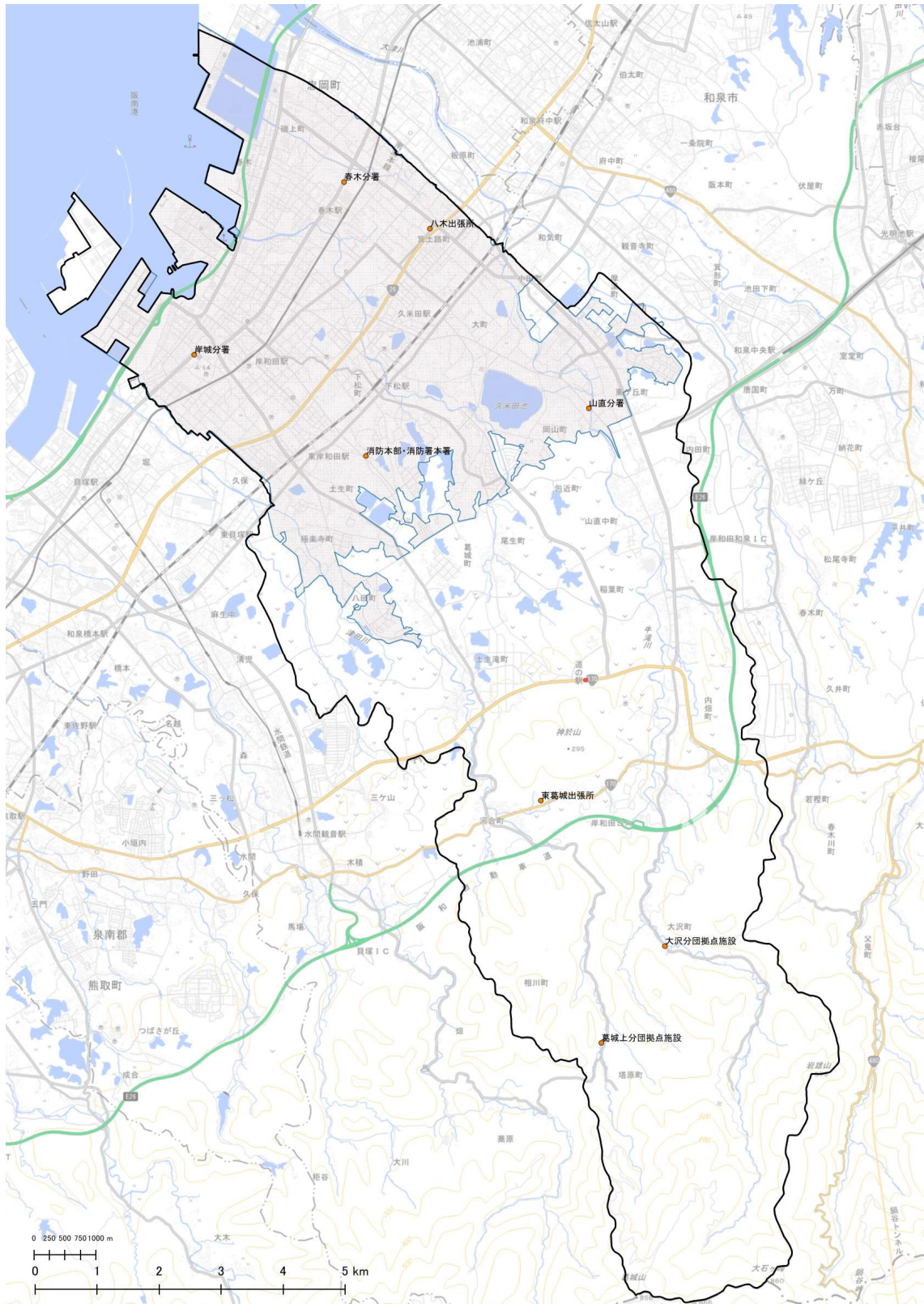
4. 対象庁舎、拠点施設

本計画の対象となる庁舎、拠点施設は下記のとおりです。

	庁舎・拠点施設名	敷地所有形態	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	施設形態	建築年
1	本部・消防署	市所有	3,731.72	4,051.32	単独施設	平成 21 年
2	岸城分署	市所有	550.86	608.00	単独施設	平成 29 年
3	山直分署	市所有	393.93	279.82	単独施設	昭和 45 年
4	春木分署	市所有	259.66	214.70	単独施設	平成 3 年
5	東葛城出張所	市所有	136.66	149.92	単独施設	昭和 56 年
6	八木出張所	市所有	290.49	258.70	単独施設	昭和 47 年
7	大沢分団拠点施設	全て借地	1,284.05	25.85	単独施設	平成 17 年
8	葛城上分団拠点施設	市所有	1,240.48	25.85	単独施設	平成 17 年

第II章 岸和田市消防施設の再配置計画

1. 現状の署所配置及び課題



上図の網掛け部分が人口集中地区（以下「DID 地区」という。）となり、その中に5つの署所を、人口集中地区外（以下「DID 地区外」という。）に東葛城出張所及び消防

団分団拠点施設を配置しています。

現在の署所配置では、次にあげる事項が課題となっています。

(1) 消防

ア 東葛城出張所は、国道 170 号より海側での災害出場の際、現場到着するまでに時間を要することなどが課題として挙げられます。

イ 大阪府道 40 号線岸和田牛滝山貝塚線（以下「磯之上山直線」という。）が開通されるまでは、春木地区と八木地区は南海本線で分断されており、この地区を往来するためには、かなりの時間を要していました。

この二つの地区は消防需要が高い地域で災害対応に万全を期すため、現春木分署と現八木出張所を配置しましたが、磯之上山直線が開通したことにより、この地区を往来するために要する時間が大幅に短縮されることとなりました。

現在となっては、春木分署、八木出張所の位置関係が消防力の重複となり、他の地域と比較し非効率であることが課題として挙げられます。

(2) 救急

東葛城出張所は、庁舎規模の都合上、救急自動車が配備できず、周辺の東葛城校区、山滝校区に対応する救急出場は基本的に消防署、山直分署からの出場となります。そのため他の地域と比べると現場到着までに時間を要し、さらには消防署、山直分署の救急隊が他事案対応中である場合は、岸城分署、春木分署からの出場となるため、さらに時間を要することが課題として挙げられます。

2. 消防施設適正配置に向けて

ゆめみヶ丘岸和田のまちづくりに関連する尾生町地内から岸の丘町地内、内畑町地内へ開通した岸和田中央線や岸の丘神於山線等の縦走道路（以下「新道」という。）により、現状よりもより消防力を発揮できる消防施設の配置が可能となりました。

これにより、ゆめみヶ丘岸和田地内に消防施設（以下「ゆめみヶ丘消防施設等」という。）を建築し、当該施設等を軸とした新たな岸和田市消防庁舎及び施設等（以下「署所等」という。）の配置（以下「消防施設適正配置」という。）を計画してまいります。

(1) 消防施設適正配置に向けた整備の方針

ア 市民サービス向上を目的とした署所等の配置

イ 岸和田市防災拠点としての署所等の配置

ウ 消防力の向上を目的とした署所統合及び配置

エ 隣接市町の消防署所配置も視野に入れた署所等の配置

(2) 適正配置対象署所

下表の3署所を本計画期間中の再配置検討署所とします。

署所名	建築年	経過年数	老朽化	消防力の重複	方向性
東葛城出張所	昭和56年	40年	○	—	移転
春木分署	平成3年	30年	—	○	統合
八木出張所	昭和47年	49年	○		移転

(3) 新組織体制

現在の組織体制		新たな組織体制
消防本部		消防本部
消防署		消防署
岸城分署		岸城分署
春木分署	統合・移転	(仮称)新春木・八木分署
八木出張所		
山直分署		山直分署
東葛城出張所	移転	(仮称)ゆめみヶ丘消防施設等

- ・移行時期については、署所等の建築にあわせて段階的に行います。
- ・署所等には消防隊、救急隊を配備するものとします。

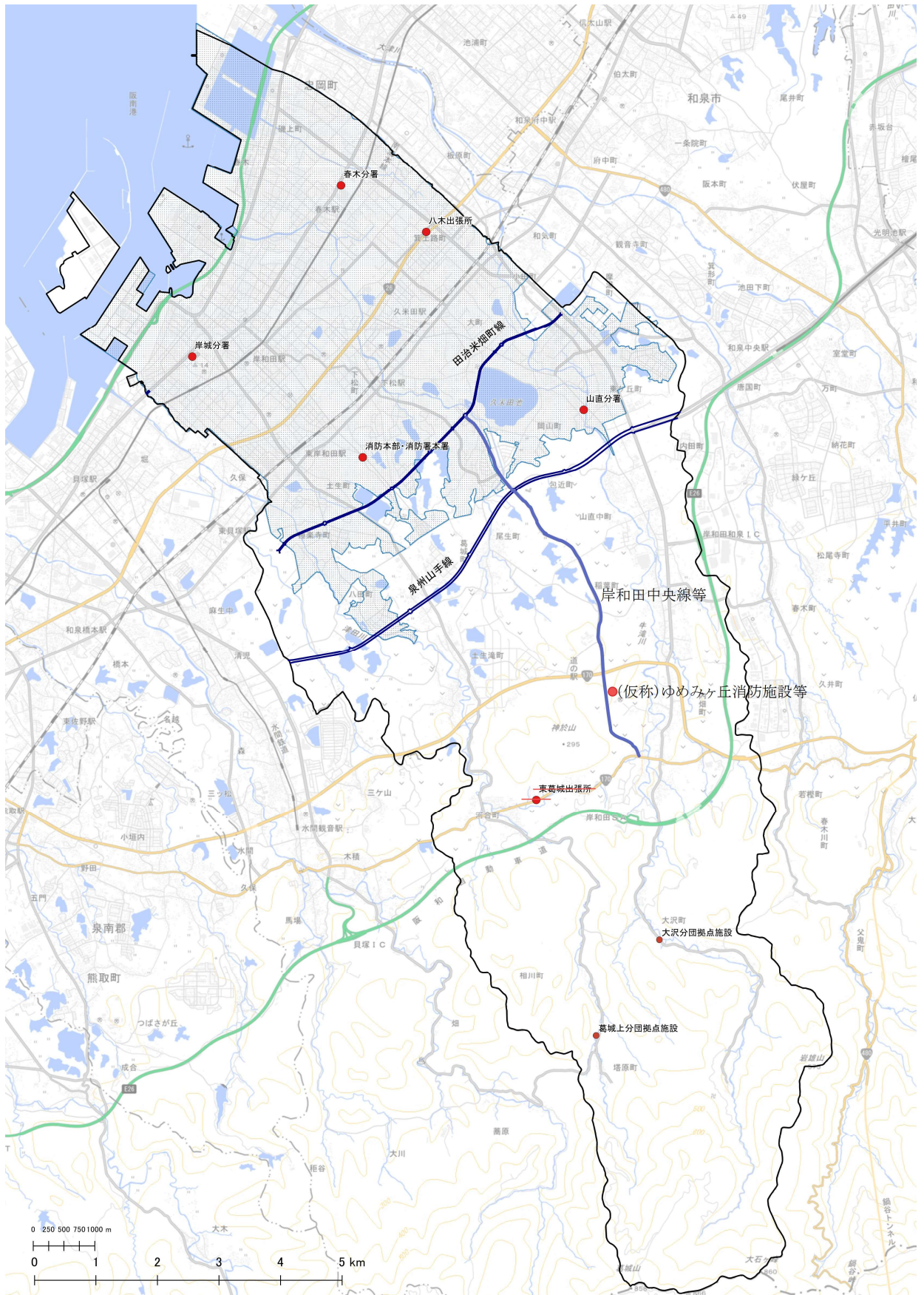
(4) 消防施設適正配置条件

より一層の消防力を発揮できる署所等の配置を確立するため、次の事項を勘案したうえで次図の配置を決定しました。

(仮称)新春木・八木分署の移転先については、今後の社会情勢を踏まえ、関係各課と調整の上検討していきたいと考えています。

- ア 岸和田市ハザードマップ
- イ 幹線道路・広域緊急交通路の位置
- ウ 岸和田中央線・岸の丘神於山線等の交通機能
- エ 田治米畑町線の交通機能
- オ 泉州山手線の交通機能

(5) 消防施設適正配置



(6) 消防施設適正配置における消防・救急効果

ア 東葛城出張所の機能移転効果

- (ア) 市街地側への出場範囲が、大幅に拡大することとなります。
- (イ) 市内主要道路へのアクセスが容易となり機動力が向上します。これにより市街地側への災害対応に要する現場到着時間が大幅に短縮されることとなります。
- (ウ) 市街地側への出場件数が増加し、D I D地区にある署所の出場件数が減少するため、災害件数の多いD I D地区の警備体制は充実されます。
- (エ) 一部山間地域においては、現場到着時間が現状よりも遅延することとなりますが、ゆめみヶ丘消防施設等に配置する人員を考慮すれば、火災出場時における現状の先着隊1口放水から常時2口放水となり、消防サービスは充実することとなります。
- (オ) 救急隊を配備することで、現場到着時間を要していた市内山間地域の救急サービスは充実することとなります。
- (カ) 消防施設のみならず、岸和田市の防災拠点及び緊急消防援助隊の活動拠点としての活用も期待ができます。

イ 春木分署、八木出張所の移転効果

消防力重複という非効率化の改善が図られることとなり、より災害対応が充実したものになると考えています。

(7) 目標放水開始時間・救急現場到着時間

本市では、入電から8分以内に火災出場の場合は放水開始を、救急出場の場合は現場到着することを目標としています。

ア 火災

消防力の整備指針研究会は、「火元建築物1棟の独立火災で消火するためには、消防隊は出動後6.5分以内に放水を開始しなければならない。」と示しており、本市の目標としている8分の内訳は下表のとおりです。

入電	出場準備	出場・走行・放水開始
1分	0.5分	6.5分

イ 救急

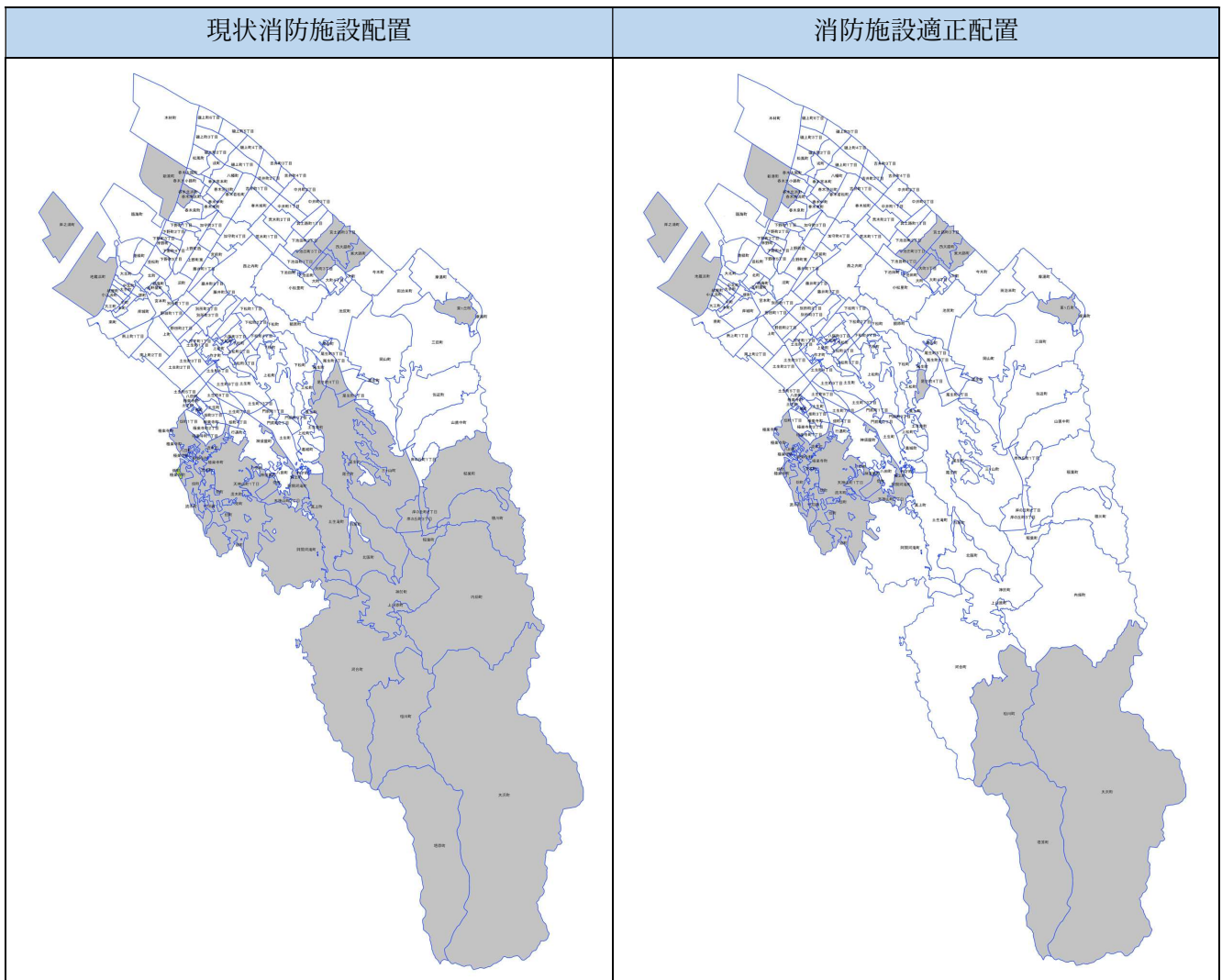
平成31年（令和元年）中の全国平均現場到着時間は8.7分となっており、毎年近似したものとなっています。

本市では、各市町村の人口密集率や市域形状等が異なることを勘案し、8分以内での救急現場到着を目標としています。

入電	出場準備	出場・走行・現場到着
1分	0.5分	6.5分

※ 救急出場の多くは、救急要請場所前に車両停車し、傷病者に接触することとなりますが、火災出場の場合は、災害点付近の消火栓に車両停車し、放水準備を行うこととなります。したがって、同じ災害点だとしても車両走行距離に差が生じてくることから、消防は出場から放水開始をまでを6.5分。救急は出場から現場到着までを6.5分としています。

(8) 平均現場到着時間の比較



※ 有色部分が、入電から平均現場到着時間が8分を超える町となります。

本市は各署所に消防隊を配備していますが、救急隊は消防署、春木分署、岸城分署、山直分署に配備し、八木出張所及び東葛城出張所には配備していません。

消防施設適正配置になった場合は、ゆめみヶ丘消防施設等に消防隊、救急隊を配備するため、より変化の生じる現状の救急平均現場到着時間と消防施設適正配置の予想平均現場到着時間を比較することとしました。

消防施設適正配置の予想平均現場到着時間は、平成31年(令和元年)中の救急平均現場到着時間をもとに救急隊配備署所から各町までの救急平均現場到着時間、距離

及び速度を算出し一定の条件をもとに算定しています。なお前図は各町まで最も現場到着が早い署所等の時間をもとに色別しています。

比較すると消防施設適正配置での予想平均現場到着時間は、8分以内に現場到着できる町が増加し、課題となっている山間地域への現場到着時間を大幅に短縮することができると考えています。また災害種別によっては複数隊出場の場合もありますが、出場隊集結完了時間も短縮するとこととなり、効率的な配置であることがわかります。

3. 岸和田市消防施設適正配置及び近隣市町の署所配置の関係性



上記図は隣接市町と本市の消防署所等を示しており、本市消防署所等を見ると、大阪府南ブロック消防相互応援協定に基づく出場であっても各署所等が主要な道路に沿って配置されていますので迅速に対応ができると考えています。また大阪府消防広域化推進計画に基づき、単独市消防から広域消防に変化したとしても、隣接市町の署所と近接するといった配置ではないことがわかります。

※ ○は岸和田市消防本部署所等、□は他市町消防本部署所、△は他市消防本部建

築予定地となります。

※ 赤塗部分が DID 地区となります。

第Ⅲ章 マネジメントに係る基本方針

1. 基本方針

市域において消防力を最大限に発揮できる署所等の配置を目的とした庁舎の移転及び統合並びに長寿命化を基本に、「事後保全」だけの維持管理ではなく、長期的な視点で計画的な修繕を行う「予防保全」の考えを取り入れ、定期点検や診断結果に基づく計画的な保全を実施し、庁舎、拠点施設の長寿命化を推進します。

2. 修繕に係る考え方

防災拠点としての機能を損なう故障や電気、ガス、水道、衛生設備などの故障に関しては、最優先事項として修繕を行いますが、基本的に次章に示すとおり維持管理を行います。


3. 感染症対策に係る考え方

消防庁舎や拠点施設は、感染症流行時においても適切に消防業務が継続されるよう、平時より万全な感染症対策のための整備、維持管理を行います。

第IV章 個別施設の現状・維持管理についての方向性

1. 本部・消防署、訓練棟

	施設名称	岸和田市消防本部 岸和田市消防署
	構造・階層	RC造4階建
	建築年	平成21年
	経過年数	12年
	大規模改修	無
	主な修繕経過	無

	施設名称	訓練棟
	構造・階層	RC造3階建
	建築年	平成21年
	経過年数	12年
	大規模改修	無
	主な修繕経過	無

(1) 現状

岸和田市消防本部は、平成21年に本部・消防署機能を現岸城分署位置から現在地に移転し、建築からこれまで大規模な修繕が必要となる事象は発生しておりません。庁舎位置は消防本部として最適であると判断しています。

(2) 維持管理についての方向性

長寿命化に向け、事後保全、予防保全にて継続的な維持管理を実施していきます。

2. 岸城分署

	施設名称	岸城分署
	構造・階層	S造2階建
	建築年	平成29年
	経過年数	6年
	大規模改修	無
	主な修繕経過	無

(1) 現状

岸城分署は、平成29年に現地建替えを実施し、現在まで修繕が必要となるような事象は発生しておりません。

庁舎位置は、市街地、臨海地区の災害に早急に対応できる位置にあり、最適位置であると判断しています。

(2) 維持管理についての方向性

長寿命化に向け、事後保全、予防保全にて継続的な維持管理を実施していきます。

3. 春木分署

	施設名称	春木分署
	構造・階層	S造2階建
	建築年	平成3年
	経過年数	30年
	大規模改修	無
	主な修繕経過	無

(1) 現状と課題

春木分署は、平成3年に建築され30年が経過しています。

これまで大規模な修繕が必要になったことはありませんが、十分な執務環境や訓練場所が確保されておらず、勤務職員は不便を強いられています。

消防本部では令和3年4月時点で女性消防職員が5名在職し、そのうち2名が隔日勤務者として消防署及び岸城分署に配置されています。過去には5名のうち4名が隔日勤務者として勤務していた実績もありますが、春木分署には女性消防職員が勤務できる環境が整っていないため、優先すべき改善項目であると考えています。

庁舎位置は市街地、臨海地区に早急に対応できる位置にありますが、八木出張所と近接しており、消防力の重複が課題として挙げられます。建て替えとなった場合の庁舎位置については、今後の社会情勢を踏まえ、関係各課と調整の上検討していきたいと考えています。

(2) 維持管理についての方向性

移転を前提に入れ事後保全を基本とした維持管理を実施していきます。

4. 山直分署

	施設名称	山直分署
	構造・階層	RC造2階建
	建築年	昭和45年
	経過年数	51年
	大規模改修	無
	主な修繕経過	無

(1) 現状と課題

山直分署は、昭和45年に建築され51年が経過しています。

老朽化の進行、勤務人員の増加による狭隘化などの面で十分な執務環境や訓練場所が確保されておらず、勤務職員は不便を強いられています。

女性消防職員が勤務できる設備環境も整っておらず、優先すべき改善項目であると考えています。

山直分署を長寿命化するために耐震補強などによる対策をした場合、庁舎内のさらなる狭隘化は避けられず、また建替えに比べ一時的な費用は少なく済むものの、老朽化は解消されないため、近い将来建て替えが必要であると考えています。

庁舎位置については、消防施設適正配置を基に、より災害対応が充実するよう、今後の社会情勢を踏まえ、関係各課と調整の上検討していきたいと考えています。

(2) 維持管理についての方向性

移転を前提に入れ事後保全を基本とした維持管理を実施していきます。

5. 八木出張所

	施設名称	八木出張所
	構造・階層	RC造2階建
	建築年	昭和47年
	経過年数	49年
	大規模改修	無
	主な修繕経過	平成25年 耐震改修 平成29年 平成31年 屋上、外壁修繕（雨漏りのため）

(1) 現状と課題

八木出張所は、昭和47年に建築され49年が経過しています。

平成25年に実施した耐震検査では、IS値が0.6未満であったため、耐震改修を実施し、平成29年度、31年度には雨漏りのため、屋上の防水補修と外壁修繕を実施しています。

老朽化が激しく、女性消防職員が勤務できる設備環境が整っていないことや訓練場所も確保されていないことが課題として挙げられます。

庁舎位置については、春木分署と近接しており、消防力の重複が課題として挙げられることから、建て替えとなった場合の庁舎位置については、今後の社会情勢を踏まえ、関係各課と調整の上検討していきたいと考えています。

(2) 維持管理についての方向性

移転を前提に入れ事後保全を基本とした維持管理を実施していきます。

6. 東葛城出張所

	施設名称	東葛城出張所
	構造・階層	RC造2階建
	建築年	昭和56年
	経過年数	40年
	大規模改修	無
	主な修繕経過	平成10年 令和2年 屋上修繕（雨漏りのため）

(1) 現状と課題

東葛城出張所は、昭和56年に建築され40年が経過し、平成10年と令和2年に雨漏りのため、屋上の防水補修を実施しています。

老朽化の進行や十分な執務環境及び訓練場所が確保されておらず、勤務職員は不便を強いられています。

女性消防職員が勤務できる設備環境も整っておらず、優先すべき改善項目であると考えています。

将来的に耐震補強などによる対策が必要となった場合、庁舎内のさらなる狭隘化は避けられず、また建替えに比べ一時的な費用は少なく済むものの、老朽化は解消されないことなどから、建て替えは必要であると判断していますが、ゆめみヶ丘岸和田地内に消防施設が建築された際には、東葛城出張所機能を移転し、閉所することが最適であると判断しています。

(2) 維持管理についての方向性

移転を前提に、事後保全を基本とした維持管理を実施していきます。

7. 消防団分団拠点施設



施設名称	葛城上分団拠点施設	大沢分団拠点施設
構造	S 造	S 造
建築年	平成 17 年	平成 17 年
経過年数	16 年	16 年
大規模改修	無し	無し
主な修繕経過	無し	無し

(1) 現状と課題

現在の拠点施設は両分団施設共に、平成 17 年の消防団発足時に建築されたもので、小型動力ポンプ積載車のガレージと倉庫、簡易的な事務室のみで、待機室や休憩室、トイレやシャワーなどが備わっていないため、大災害が発生した場合に拠点施設として使用するには不向きであると言わざるを得ません。

国が地域防災力の向上を目的とした消防団の充実強化に注力していることや近年多様化している災害に対応するため消防団の所有する資機材も多種多様化し、拠点施設の収納スペースには余裕がありません。今後、国が進める消防団の充実強化を受け、消防団の管轄範囲の拡大及び条例定数増となる可能性も高く、そうなれば小型動力ポンプ積載車から普通ポンプ自動車への切り替えや配備台数の増加が必要となることに加え、団員の訓練場所の確保も重要な課題となってきます。更に、国が女性消防分団の発足や女性消防団員の増員を進めていることから、将来的に女性の入団を見据えた女性スペースを備えた拠点施設とする必要があり、管轄範囲の拡大や資機材・車両の増加等も含め考慮した新たな拠点施設の建築が必要であると考えます。

(2) 維持管理についての方向性

事後保全にて対応していきます。